

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動団体認定制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「協議会」という。）が実施する「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動団体（以下「守り伝える活動団体」という。）の認定制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱でいう守り伝える活動とは、次の各号のいずれにも該当する「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値（顕著な普遍的価値）を守り、又は伝えるために行う自主的な活動をいう。

- (1) 法令及び協議会が定める広報ガイドライン等のルールを遵守する活動であること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

(認定要件)

第3条 守り伝える活動団体の認定は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体（以下「法人等」という。）に対して行う。

- (1) 法人等の代表者が18歳以上であること。
- (2) 任意団体にあつては会員が主体的・自主的に運営し、活動を広く公開していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と関わりのある法人等でないこと。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う法人等でないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う法人等でないこと。
- (6) 実施予定の活動が、前条に定める守り伝える活動であること。

(認定手続)

第4条 守り伝える活動団体の認定を受けようとする法人等は、申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、協議会事務局長（以下「事務局長」という。）に申請する。

2 事務局長は前条の認定要件に基づき前項の申請内容を審査し、認定要件を満たしている法人等を守り伝える活動団体に認定し、認定証（様式第2号）を交付する。

(連絡)

第5条 守り伝える活動団体の認定を受けた法人等（以下「認定法人等」という。）は、守り伝える活動を実施する前に、活動予定書（様式第3号）又は任意の書式に必要事項を記入し、協議会事務局に

連絡することとする。

(活動報告)

第6条 認定法人等は、守り伝える活動の実施後、活動報告書（様式第4号）に必要事項を記入し、速やかに事務局長に報告することとする。なお、その際に提出した写真・動画等を、協議会がウェブサイト、SNS等に掲載することに予め同意するものとする。

(報酬等)

第7条 協議会は、認定法人等に対し、守り伝える活動に係る報酬、交通費、食費、その他対価等を原則として支払わない。

(保険)

第8条 認定法人等は、活動内容に応じてボランティア活動保険等相応の保険に加入するものとする。

(免責事項)

第9条 協議会は、守り伝える活動中に次の各号の事由が発生した場合でも一切の責任を負わない。

- (1) 認定法人等と第三者の間における事実上又は法律上の紛争。
- (2) 協議会の責めに帰すべき事由によらずに発生した、病気やけが等の事故。

(認定解除手続)

第10条 認定法人等が、認定の解除を希望する場合は、事務局長に解除の申出を行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 協議会は、認定法人等が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があった場合。
- (2) 協議会の運営を故意に妨害する等、不適切な行為を行った場合。
- (3) 第6条に定める活動報告が2年間なく、また、認定継続の意思確認ができなかった場合。
- (4) その他、協議会が不適當であると判断した場合。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日より施行する。

(様式第1号)

申請書

私たちは、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動に賛同し、以下の活動などを行う「守り伝える活動団体」となることを申請します。

記

① 実施予定の守り伝える活動にチェックをお願いします。

<守る活動>

- | | |
|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 海岸清掃 | <input type="checkbox"/> 文化財保護のためのパトロール |
| <input type="checkbox"/> 古墳群の草刈り | <input type="checkbox"/> 景観保全のためのパトロール |
| <input type="checkbox"/> 道路のゴミ拾い | <input type="checkbox"/> 不法投棄のパトロール |
| <input type="checkbox"/> 苗木の植樹 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 釣川の清掃 | [] |

<伝える活動>

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 広報誌・社内誌に掲載 | <input type="checkbox"/> ホームページやSNSに掲載 |
| <input type="checkbox"/> 社員や会員に周知 | <input type="checkbox"/> パネル展などの会場提供 |
| <input type="checkbox"/> パンフレット等の配架 | <input type="checkbox"/> ボランティアガイドの実施 |
| <input type="checkbox"/> イベントの開催 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 製品の開発 | [] |

② 宗像市環境美化ボランティア活動登録をしていますか？ はい いいえ

※宗像市内で清掃活動を実施する場合は、ゴミの回収・処分のため登録が必要です。

年 月 日

住 所

名称（法人名）

代表者名

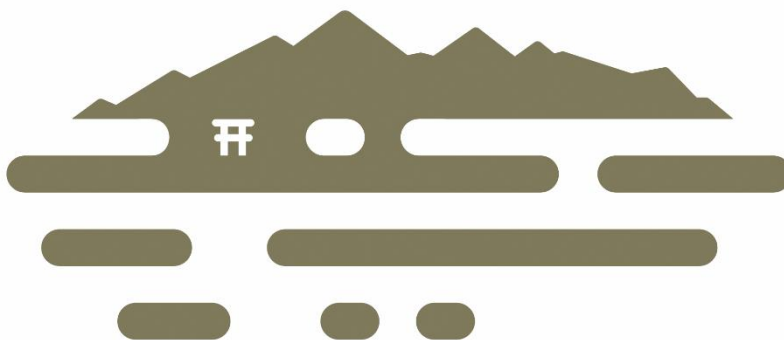
電話番号

メールアドレス

(様式第2号)



World Heritage
The Sacred Island of Okinoshima
and Associated Sites in the Munakata Region



認定証

様

あなた方は世界遺産を守り、次世代へ伝える活動に積極的に取り組むことを表明されました。

よってここに「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動団体として認定します。

今後も世界遺産の保存と活用に対するご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

年 月 日

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
保存活用協議会

会長 服部 誠太郎

(様式第3号)

活動予定書

以下のとおり、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群守り伝える活動を実施する予定ですので、お知らせします。

記

1. 予定日

2. 内容

3. 場所

4. その他

年 月 日

認定番号

名称（法人名）

代表者名

電話番号

メールアドレス

(様式第4号)

年 月 日

活動報告書

以下のとおり、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群守り伝える活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 団体名
2. 活動日
3. 活動内容
4. 写真（貼り付け）